

山口県門型標識等定期点検要領

令和 7 年 6 月

山口県土木建築部道路整備課

本要領の位置付け

門型標識等の定期点検は、道路利用者への被害の回避，長寿命化への時宜を得た対応などの門型標識等に係る維持管理を適切に行うため，門型標識等の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を検討するうえで必要な情報を得ることを目的としています。

本要領では、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検について上記の目的を達成する上で配慮すべき事項を示すとともに、それらの実施にあたって参考とできる事項を記したものです。

< 目 次 >

1. 適用範囲	1
2. 定期点検の頻度	1
3. 定期点検の体制	2
4. 状態の把握	4
5. 健全性の診断の区分の決定	6
6. 記録	11

付録1 様式集

付録2 山口県門型標識等管理カルテ作成手順書

付録3 一般的な構造と主な着目箇所

【出典】附属物（標識，照明施設等）点検要領 令和6年9月 国道交通省道路局）

付録4 附属物（標識，照明施設等）の損傷事例

【出典】附属物（標識，照明施設等）点検要領 令和6年9月 国道交通省道路局）

1. 適用範囲

本要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路における道路の附属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置含む）（以下、「門型標識等」という。）の定期点検に適用する。

2. 定期点検の頻度

点検間隔は 5 年に 1 回の頻度を基本とする。なお、必要に応じて 5 年より短い間隔で行うことも検討すること。

初回の定期点検は、原則として設置後 1 年から 2 年の間、または供用開始前のどちらか早い時期に実施する。

【解説】

定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される門型標識等の状態及び門型標識等を取り巻く状況なども勘案して、状態の把握やそれらを考慮した場合に門型標識等が今後置かれる状況に対してどのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価などを行い、最終的に当該門型標識等に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとする。

門型標識等の設置状況や状態によっては、5 年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定される。一方、門型標識等の点検を正確に 5 年の間隔において実施することは難しいことも考えられる。そのため、各門型標識等に対して点検間隔は 5 年を大きく越えることなく実施する必要がある。そのとき、対象の条件によっては、必要に応じて 5 年より短い間隔で行うことも検討する必要がある。

なお、法令に規定されたとおり、門型標識等の機能を良好に保つため、法令や技術的助言に基づく定期点検に加え、日常的な対象の状態の把握や、事故や災害等による変状の把握等については、5 年毎に行う定期点検の内容によらず、適宜適切に実施する必要がある。

3. 定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うこと。

【解説】

門型標識等は、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、変状が門型標識等の機能及びそれが設けられた道路の機能に与える影響、第三者被害を生じさせる恐れなどは門型標識等の構造や材料あるいはそれが設置された道路などの立地条件によっても異なってくる。さらに各門型標識等に対する措置の必要性や講ずるべき措置内容は、道路ネットワークにおける当該門型標識等が設置された道路の位置づけや当該門型標識等役割およびその劣化特性など耐久性に関わる事項などによっても異なってくる。

そのため、定期点検では、最終的に当該門型標識等に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなるが、その決定にあたっては、次回の定期点検までの期間に想定される門型標識等の状態及び門型標識等を取り巻く状況なども勘案するとともに、門型標識等の状態の把握やそれらを考慮した場合に、門型標識等が今後置かれる状況に対してどのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価なども行って、これらを総合的に評価した上での判断を行うことが必要となる。

このようなことから、状態の把握やその他様々な情報を考慮した技術的な評価や今後の予測、健全性の診断の区分の決定及び将来の為に残すべき記録の作成などの法定点検の品質を左右する行為については、それらが適切に行えるために必要と考えられる知識と技能を有する者が門型標識等の定期点検を行うこととする。

なお、法定点検の一環として行われる、状態の把握や技術的な評価あるいは将来の予測の技術的水準については、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として得られる情報を元に、概略評価できる程度が最低限度と解釈され、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも必要ではない。

門型標識等の「点検」は、以下の資格を有する担当技術者が行うこととする。

- ・測量業務委託における管理技術者と同等の資格
- ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者格登録簿において、施設分野が「小規模付属物」の点検業務に関する資格

門型標識等の「健全性の診断」は、以下の資格を有する担当技術者が行うこととする。

- ・測量業務委託における管理技術者と同等の資格
- ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者格登録簿において、施設分野が「小規模付属物」の診断業務に関する資格

4. 状態の把握

定期点検では、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる門型標識等の点検時点での状態に関する情報を適切な方法で入手すること。

このとき、定期点検時点における門型標識等の機能及びその構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などの評価に必要と考えられる情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集すること。

【解説】

定期点検では、門型標識等の現在の状態について、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として把握を行った上で、その他の様々な情報や条件を考慮し、最終的に告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定する形で行うことが必要である。

このとき、「健全性の診断の区分」の決定において、最も基礎的な根拠情報の一つである状態に関する情報は、必要な知識と技能を有する者が自ら近接目視を行うことによって把握されることが基本とされているが、他の手段による状態に関する情報の把握によっても、最終的に「健全性の診断の区分」の決定が同等の信頼性で行えることが明らかな場合には、必ずしも全ての部材に知識と技能を有する者が近接目視による状態の把握を行わなくてもよい場合もあると考えられ、法令はこれを妨げるものではない。

なお、告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定するためには、近接目視等で得られる門型標識等の状態の情報を根拠の一部として活用しつつも、構造条件や立地環境、今後想定する状況や状態の変化、それらも踏まえて推定する現時点での構造安全性や耐久性などの評価、さらには対象の今後の利用方針あるいは更新計画なども加味することが必要である。

そのため、適切な「健全性の診断の区分」の決定にあたって、目視で得られる情報だけでは明らかに不足する場合には、必要な情報を適切な手段で把握しなければならない。

なお、法令の近接目視は、状態の把握や構造安全性や耐久性などを評価すべき対象の外観性状が十分に目視で把握でき、必要に応じて触診や打音調査が行える程度の距離に近づくことを想定している。

門型標識等の定期点検では、次回の定期点検で再度状態の把握が行われるまでの間に想定する状況に対して、構造物としての物理的状态として、門型標識等の機能及びその構造安全性の評価、門型標識等の予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点からの経年的劣化に対する評価、及び門型標識等本体や付帯設備等からの部材片や部品の落下などによる道路利用者や第三者への被害発生の可能性の観点からの評価などを、点検時点で把握できた情報による定期点検時点での技術的見解と

して行う。さらに、これらの技術的見解も考慮して次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置を検討する。そして、それらを主たる根拠として、対象に対する措置に対する考え方のその時点での道路管理者としての最終決定結果が、告示に定める「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを判断して決定することとする。

定期点検では、これらの検討や評価を適切に行うために必要と考えられる変状や想定される変状の要因等の状態に関する情報の把握が求められているものであり、最低限の知識と技能を有する者が近接目視で把握できる程度の情報を目安としている。

因みに、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法(新技術の活用等)を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、門型標識等毎に、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が検討し、判断することとする。

また、部材種別の例と予め特定した弱点となる部位や主な点検箇所は付録3、変状の特徴や状態を把握する上での着目点や留意点は付録4を参考とすること。

5. 健全性の診断の区分の決定

- (1) 法定点検を行った場合、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、表-5.1に掲げる「健全性の診断の区分」のいずれに該当させるのかを決定しなければならない。

表-5.1 健全性の診断の区分

区分		定義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

- (2) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、門型標識等を取り巻く状況も勘案して、門型標識等が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。
- (3) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。
- (4) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、異なる役割を担う構造部分それぞれについて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるかと推定されるかを検討した結果も考慮すること。

【解説】

- (1) 健全性の診断の区分の I ～IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

- I : 次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：次回定期点検までに、門型標識等の構造安全性の確保やそれが跨ぐ道路の機能確保の観点から、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

また、道路利用者への影響や第三者被害予防等の観点から、点検時点で何らかの応急措置を行った場合には、その措置後の状態に対して、次回の点検までに想定する状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価を行った結果を用いて区分することとする。

例えば、道路利用者の安全確保の観点からは、うき・剥離や腐食片・塗膜片等に対して定期点検の際に応急的に措置を実施することとする。

(2) 政令では、点検は、道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を考慮すること、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮することが必要である。また、省令では構造物の健全性の診断にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼす恐れを考慮することが必要である。

すなわち、法定点検では、当該門型標識等に次回点検までの間、道路構造物としてどのような役割を期待するのかという管理水準に対する考え方の裏返しとして、どのような措置を行うことが望ましいと考えられる状態とみなしているのかについて、それが告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定することが必要である。

このとき、どのような措置を行うことが望ましいと考えられるのかについては、対象の門型標識等のどこにどのような変状が生じているのかという状態の把握結果も用いて、次回定期点検までに門型標識等が遭遇する状況に対して、どのような状態となる可能性があると言えるのかの推定結果、さらには、そのような事態に対してその門型標識等にどのような機能を期待するのかといった門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の機能への支障や道路利用者被害の恐れ、あるいは効率的な維持や修繕の観点からはいつどのような措置をするべきなのかといった検討の結果から総合的に判断する必要がある。

(3) 措置には、定期的あるいは常時の監視、補修や補強などの門型標識等の機能や耐久性等を維持又は回復するための維持、修繕のほか、撤去、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、門型標識等が跨ぐ道路の通行規制・通行止めがある。

また、定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断の区分を行っていることに留意し、合理的かつ適切な対応となるように、措置の必要性や方針を精査したり、調査の必要性を検討したりするものである。そして、合理的な対応となるように、定期点検で得られた情報から推定した門型標識等に対する技術的な評価に加えて、当該門型標識等が設置される道路の道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して措置方針を検討する。そして、その結果を告示の「健全性の診断の区分」の各区分の定義に照らして、

いずれに該当するのかを決めることになる。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、その門型標識等に対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、必要に応じて記録も更新することが必要である。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て門型標識等の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。また、門型標識等の機能や耐久性を維持するなどの対策と組み合わせるのがよく、適切な門型標識等の管理となるように検討する必要がある。

なお、実際に措置を行うにあたっては、具体的な内容や方法を総合的に検討することとする。

(4) 定期点検では、施設単位毎に告示に定める「健全性の診断の区分」を決定することとする。

一方、門型標識等はその構造特性から、構造系として捉えた場合に、一般には、それぞれ主たる役割が異なる標識板及び道路情報板等の「基板」、「基板・支柱接続部」及び「支柱」といった構造部分から構成されていると捉えることができる。そして、門型標識等が想定する状況におかれた場合に、門型標識等全体としてどのような状態となるのかについては、想定する状況において、各構造部分がそれぞれの役割をどのように果たしうる状態となるのかをまず評価したうえで、それらの組み合わせられた状態として門型標識等全体としてはどのような状態になると言えるのかを評価することが合理的と考えられる。さらに、健全性の診断の区分の主たる決定根拠の一つとなる門型標識等の構造安全性について、どのような見立てが行われたのかは将来の維持管理においても重要な情報でもあるため、そのような主たる構造部分の役割に照らした評価の結果についても残しておくことが必要である。

なお、基板、基板・支柱接続部及び支柱の区別は、門型標識等が一般的には、その構造形式等によらず、以下のような役割を果たす構造部分が組み合わせられたものと捉えることができるとの考え方によるものである。

このとき、構造形式や部材形式などによっても、同じ部材が異なる役割に対して兼用されていたり、着目する役割に寄与している部分の境界が明確でなかったりすることも少なくないが、門型標識等全体としての健全性の診断の区分の根拠の一つとしての門型標識等の機能及びその構造安全性や耐久性などの概略の見立てを行う上では、部材や部位単位での厳密な特定や役割の明確化までは必要ないことが通常である。

そのため、門型標識等全体で以下のような役割を主として果たしていると考えられる構造部分を推定し、想定する状況において、それぞれの役割が果たされるかどうかという観点で状態を評価すればよいこととする。

- ・ 基板：標識や道路情報を表示する部材を提供する役割

- ・ 基板・支柱接続部：基板と支柱の接続部となり基板からの影響を支柱に伝達する役割

- ・ 支柱：基板を支える役割をもつ上下部接続部を適切な位置に提供する役割

なお、法定点検では、その一環で通常行われる程度の状態の把握、それらを基礎情報として行った技術的な評価や将来予測の結果が、健全性の診断の区分の主たる根拠となり、そこでは、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも必要ではない。

そのため、どの部位・部材が基板、基板・支柱接続部及び支柱の役割を担っているかの区分や、次回点検までに、どのような状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価についても、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が、近接目視を基本として得られる情報程度からその技術者の主観的評価と言える程度の技術的水準及び信頼性のもの判断することとする。

以上のことから、想定する状況としては、門型標識等の条件によっては被災可能性があるような台風等の暴風、一般に緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震を想定することを基本とする。この他、門型標識等の立地条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等の出水の状況についても想定するなど、必要に応じて門型標識等の状態や構造条件等を踏まえて想定する状況を設定する。

そして、それらの状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を踏まえ、門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の機能を提供する観点から、門型標識等の構造安全性、第三者被害の恐れなどについて、定期点検時点での見立てとして、何らかの変状が生じる可能性は低いといえるのか（A）、致命的な状態となる可能性が高いと言えるのか（C）、あるいはそのいずれでもないのか（B）、について知り得た情報のみから概略的な評価を行い、健全性の診断の区分の決定にあたって、これらも参考とする。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。C：致命的な状態となる可能性がある。

ここでいう、致命的な状態とは、例えば、倒壊までには至らないまでも、支柱の破壊や不安定化などによって基板を安全に支持できていない状態、落下には至らないまでも基板や基板・支柱取付部に変状等が生じ、門型標識等が跨ぐ道路を通行不能とせざるを得ない状態なども想定する。具体的に想定される状態やそのときに門型標識等あるいは道路としての機能がどれだけ損なわれる危険性があるのかは、門型標識等本体及びそれらと一体で評価すべき範囲の地盤の条件などによっても異なるため、それぞれの門型標識等毎に個別に判断することとする。

「想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるのか」の概略評価であるABCの評価結果は、このように、主として門型標識等の本体の状態に着目して行われるものであり、門型標識等から腐食片の落下、付帯設備等の脱落などが生じることで第三者被害が生じる恐れがあるような場合には、速やかに応急措置

等が行われることが一般的であることから、A B Cの評価には考慮されない。ただし、そのような原因によって深刻な第三者被害を生じさせる可能性があるにもかかわらず、それらに措置が行われていない状態となると見込まれる場合には、致命的な状態と評価することが適当と判断されることも否定されるものではない。

このほか、「健全性の診断の区分」の決定にあたっては、次回定期点検までの状態の変化やその間の技術的な評価だけでなく、予防保全の実施を検討すべきかどうかといった中長期的な視点からの維持管理計画において何らかの措置を行うことが合理的と考えられる場合もある。そのため、措置に対する考え方によって該当区分を決める「健全性の診断」にあたっては、例えば、予防保全の有効性の観点で特に注意が必要な条件の例には塩分の影響による防食機能の著しい低下や深刻な腐食の進展がみられるなども想定する。このような注意すべき条件に該当するかどうかやこれらに関連する過去の補修補強等の経緯については注意するとともに、「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多いこれらの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分の決定との関係については記録を残しておく必要がある。

6. 記録

(1) 定期点検の結果は、以下の様式を作成し、道路整備課へ提出すること。

- ・点検DB登録用様式（様式 1, 2, 3）
- ・定期点検記録様式（様式 2－1, 4）
- ・門型標識等管理カルテ（諸元・履歴等, 点検結果）

定期点検記録様式は、付録 1、門型標識等管理カルテは、付録 2 に基づいて様式を作成すること。

(2) 門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の道路機能への影響のそれぞれに着目して、想定する状況に対する門型標識等の機能及びその構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などを含む、5. で検討した措置に関する内容について技術的観点からの見解を記録しておくこと。

【解説】

定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておく必要がある。

法令の趣旨からは、維持・修繕等の計画を適切に立案するうえで不可欠と考えられる情報として、想定する状況に対する門型標識等の機能及びその構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などについての門型標識等の状態に関する所見、及び、総合的に判断される門型標識等の次回定期点検までの措置の必要性に関する所見を含めることとする。（様式 1 様式 2 様式 3 参照）

このとき、「5. 健全性の診断の区分の決定（4）」で示されているとおり、門型標識等の状態等に対する技術的な評価が、どのような理由で門型標識等全体として決定される健全性の診断の区分の決定に影響したのかなどの主たる根拠との関係がわかるように、門形標識等の構造系としての主たる役割が異なる基板、基板・支柱接続部及び支柱のそれぞれについても、想定する状況に対してどのような状態になると見込まれるのかの推定結果は残しておくことが必要である。

そして、上記のような「健全性の診断の区分」の決定のために行った様々な評価の結果から、どのように最終的な「健全性の診断の区分」の決定につながったのかの関係性についての見解は、適切な措置の実施のためにも重要であり、所見として記録に残すことが重要である。

なお、維持管理に係わる法令（道路法施行規則第 4 条の 5 の 6）に規定されているとおり、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておく必要がある。

付録 1 様式集

様式 1

施設名・所在地・管理者名等				
施設名	管理番号	路線名	所在地	施設ID
(フリガナ)				
管理者名		代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道
				占有物件(名称)

門型標識等毎の健全性の診断		
告示に基づく健全性の診断の区分	構造諸元	
	設置年月	道路幅員
		構造形式

※設置年月が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果		定期点検実施年月日	定期点検者
想定する状況			
暴風		地震	
門型標識等 (全体として)		その他 ()	
基板	写真番号	写真番号	写真番号
基板・支柱接続部	写真番号	写真番号	写真番号
支柱	写真番号	写真番号	写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

--

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○ 基板、基板・支柱接続部、支柱について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

構成要素		施設ID		定期点検実施年月日		定期点検者	
想定する状況		構成要素の状態		構成要素		構成要素の状態	
想定する状況		想定する状況		想定する状況		構成要素の状態	
写真番号		部材番号		写真番号		部材番号	
備考				備考			
構成要素		構成要素		構成要素		構成要素	
想定する状況		構成要素の状態		想定する状況		構成要素の状態	
写真番号		部材番号		写真番号		部材番号	
備考				備考			
写真番号		部材番号		写真番号		部材番号	
備考				備考			

状況写真(全ての損傷状態の記録)
○ 基板、基板・支柱接続部、支柱について生じた全ての損傷写真を添付すること。

構成要素		施設ID	定期点検実施年月日		定期点検者	
想定する状況	構成要素の状態	構成要素の状態	想定する状況	構成要素	構成要素の状態	
写真番号	部材番号	写真番号	部材番号			
備考	備考					
構成要素		構成要素				
想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態			
写真番号	部材番号	写真番号	部材番号			

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

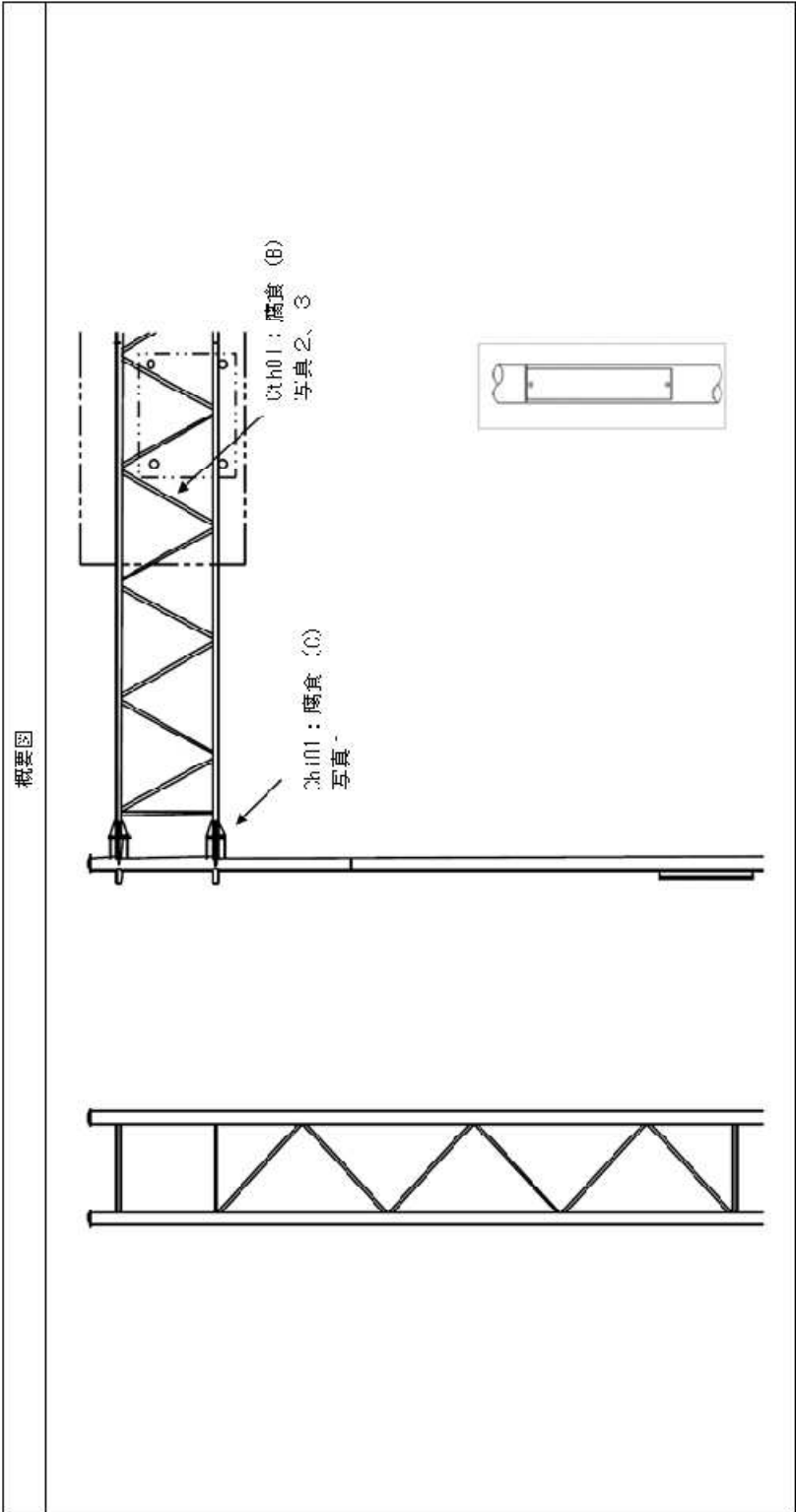
施設ID		定期点検実施年月日		定期点検者	
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)		健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)	
	塩害	防食機能の低下 その他			
基板					
基板・支柱接続部					
支柱					

所見

(適宜、所見を記入)

概要図 (員傷状況)

施設名(形式)	道路情報提供装置 (門型式)	路線名	定期点検者	〇〇(株) 〇〇 〇〇	点検年月日	2025 年 〇 月 〇 日
		管理者名				



門型標識等管理カルテ
施設ID 83-06-000001
更新日: 令和6年3月31日

■門型標識等諸元・概要

施設ID	83-06-000001	施設長	24.5 m	表面処理形式	垂鉛めっき式
路線名	主要地方道岩国玖珂線	道路幅員	24.5 m	標識種別 (県管)	案内標識 5 枚
場所	岩国市川西	標識枚数	5 枚	添架物・占用物件	規制標識 3 枚 (公安委員会)、指示標識 2 枚 (公安委員会)
設置年	1994 年 (平成 6 年)	道路情報版枚数	0 枚	車両感知器	

■位置図



■写真 (起点側)



■写真 (終点側)



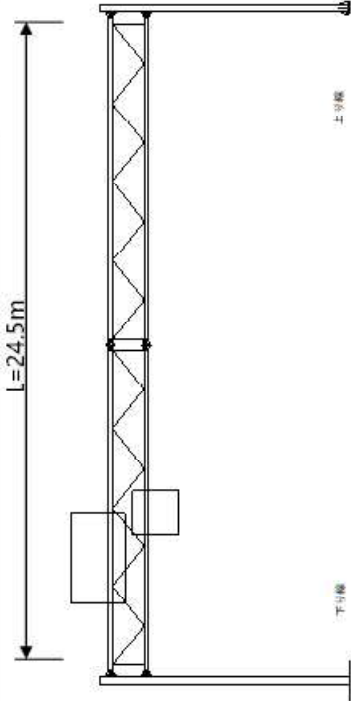
■点検履歴・予定

点検年度	点検種別	門型標識等 点検年度	主な措置内容
令和3年度	定期点検	II	支柱・横梁・標識板取付部の腐食
令和8年度予定	定期点検		

■補修等の履歴・予定

施工年度	対象	内容

特記事項

点検結果		点検年月	令和 3 年(2021 年) 6 月	門型標識等の健全度	II
	健全度	健全度	主な損傷内容		
	支柱	II	腐食、欠損		
	横梁	II	腐食		
	標識板又は道路情報板	II	腐食、劣化		
	基礎	II	腐食		
	その他(ケーブル保護管)	II	腐食		
支柱	判定区分 II		判定区分 II	基礎	
横梁	判定区分 II		判定区分 II	標識板又は道路情報板	
支柱	判定区分 II		判定区分 II	その他(ケーブル保護管)	
横梁	判定区分 II		判定区分 II	標識板又は道路情報板	

様式 1 の記録の手引き

本様式は、諸元等に加えて、門型標識等の健全性の診断の区分、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかについての技術的な評価結果について記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 技術的な評価結果

想定する状況に対する門型標識等及び基板等の状態を以下の ABC から選択し記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

なお、基板の落下を防ぐフェールセーフが取り付けられている場合があるが、フェールセーフの機能を考慮してはならない。

2. 写真番号

該当する様式 2 の写真番号を記録する。

3. 想定する状況

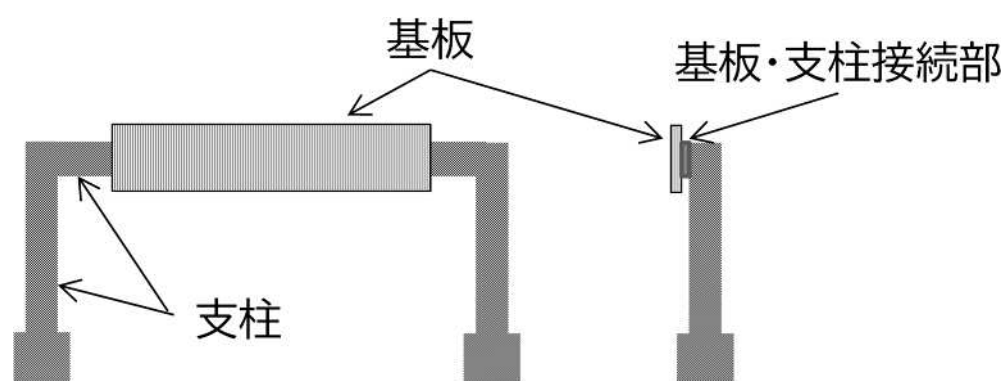
その他の（ ）内には、豪雨・出水など、暴風、地震以外に想定することとした状況を記録する。

4. 構成要素の構成の例

主な構造形式に対する異なる役割を担う構造部分である、基板、基板・支柱接続部、支柱の一般的な捉え方の例を示す。

なお、構造形式が同じであっても、門型標識等の構造のどの部分が主としてどのような役割を担っているのかは必ずしも同じでない。

そのため、定期点検では、健全性の診断を行うために行う、門型標識等の機能やその構造安全性や耐久性等の評価及びその根拠となる状態の評価にあたって、その門型標識等の構成要素をどのように捉えることとしたのかを反映して、どの構造部分を基板、基板・支柱接続部、支柱として扱うのかを決定すればよい。なお、次回の定期点検をはじめ将来の維持管理のために、どのようにとらえたのかについては必要に応じて記録するのがよい。



様式 2、様式 2－1 の記録の手引き

本様式 2 は、様式 1 の健全性の診断の区分や技術的な評価の根拠となる点検時点で把握した門型標識等の状態について記録するためのものである。将来の検証等の活用に必要な情報として必要な写真を必要な枚数、品質、内容で残すことになる。例えば、「A：何らかの変状が生じる可能性が低い」に該当する場合であっても、把握した状態を根拠として残すことや、変状が生じる可能性があると考えた部材の状態だけではなく、考慮した劣化の進展の根拠なども記録することが可能となる様式としている。

また、様式 2－1 は、基板、基板・支柱接続部、支柱に生じた全ての損傷状態について記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 構成要素

異なる役割を有する構造部分である「基板」、「基板・支柱接続部」、「支柱」、「その他」を記録する。

2. 想定する状況

「暴風」、「地震」、「その他」から選択する。「その他」の場合は、「豪雨・出水」など、該当する状況を記録する。

3. 構成要素の状態

想定する状況に対する門型標識等及び基板等の状態を以下の ABC から選択し記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

4. 写真

様式 2 は、様式 1 の健全性の診断の区分や技術的な評価結果の根拠となった門型標識等の構成要素の状態について、点検時点で確認した状態を写真で記録する。

様式 2－1 は、門型標識等の構成要素の状態について、点検時点で確認した全ての損傷状態を写真で記録する。なお、写真番号や部材番号がある場合は記入する。

また、部材番号は、表－2 に示す「部材記号表」に通番を割り振り記録する。
(例：Cth01、Cbi01)

5. 備考

根拠となる写真について、必要に応じて、構成要素の役割に対して技術的な観点からどのように評価したのか補足する。「6. 構成要素に求められる機能」を参考に、構成要素の機能が保持される可能性が高いかどうか、機能を喪失する可能性が高い

かどうか、そのいずれでもない状態かなど、技術的な評価の根拠となる、機能の低下の有無や喪失などを記録する。なお、「その他」に区分される部材等について記録する場合はこれによらず、考慮した技術的な観点がわかるように記録する。

6. 構成要素に求められる機能

基板、基板・支柱接続部、支柱がそれぞれ求められる役割を果たせる状態かどうか推定するにあたっては、それぞれの役割を果たすために、求められる機能を担える状態であるかどうかから推定することになる。その機能を担えるかどうかについては、想定する状況に対して、荷重を支持・伝達できる状態であるかどうかから推定することとなる。それぞれの構成要素が担う機能は以下のように分類できる。

1) 基板

- i. 情報を表示するために、基板が受ける荷重を支持する機能

2) 基板・支柱接続部

- ii. 基板からの反力を支持し、支柱へ伝達する機能

3) 支柱

- iii. 基板・支柱接続部からの荷重を直接支持し、基礎・周辺地盤に伝達するとともに、基板・支柱接続部の位置を保持する機能

例えば、支柱や横梁が担うことが多い。

- iv. 支柱本体からの荷重を支持し、門型標識等の安定に関わる周辺地盤等に伝達する機能

例えば、基礎や周辺地盤が担うことが多い。

表－１ 部材種別の例と主な点検箇所

部材種別の例		主な点検箇所（弱点部となる部材等）	
基板		標識板	道路標識の場合（重ね貼りのビス含む）
		道路情報板	道路情報板の場合
基板・支柱接 続部		標識板又は道路情 報板取付部	
支柱	支柱・ 横梁等	支柱本体	支柱本体、支柱継手部、支柱分岐部、支柱内 部 等
		支柱基部	路面境界部、リブ取付溶接部、柱・ベースプ レート溶接部、柱・基礎境界部 等
		横梁本体	横梁本体、横梁取付部、横梁トラス本体 等
		溶接部・継手部	横梁仕口溶接部、横梁トラス溶接部、横梁継 手部 等
		その他	電気設備用開口部、電気設備用開口部ボルト 等
	基礎・ 周辺地 盤等	基礎コンクリート 部	露出している場合 または、舗装等を掘削した際に確認できる 場合
		アンカーボルト・ ナット	
その他			管理用の足場や作業台がある場合等に適宜設 定

表－２ 部材記号表

部材種別	部材等		点検箇所	部材記号
支柱部	支柱	支柱本体	支柱本体	Pph
			支柱継手部	Ppj
			支柱分岐部	Ppd
			支柱内部	Ppi
		支柱基部	リブ取付溶接部	Pbr
			柱・ベースプレート溶接部	Pbp
			ベースプレート取付部	Pbb
			路面境界部（GL-0）	Pgl-0
			路面境界部（GL-40）	Pgl-40
			柱・基礎境界部	Ppb
		その他	電気設備用開口部	Phh
			電気設備用開口部ボルト	Phb
	横梁	横梁本体	横梁本体	Cbh
			横梁取付部	Cbi
			横梁トラス本体	Cth
		溶接部・継手部	横梁仕口溶接部	Cbw
			横梁トラス溶接部	Ctw
			横梁継手部	Cbj
	基礎	基礎コンクリート部	基礎コンクリート部	Bbc
		アンカーボルト・ナット	アンカーボルト・ナット	Bab
	ブラケット	ブラケット本体	ブラケット本体	Brh
		ブラケット取付部	ブラケット取付部	Bri
基板部	基板	標識板	標識板（添架含む）	Srp
		道路情報板	道路情報板	
基板・支柱接続部	基板・支柱接続部	基板取付部	基板取付部	Srb
その他	その他	その他	灯具	Sl i
			灯具取付部	Slb
			バンド部（共架型）	Xbn
			配線部分	Xwi
			管理用の足場・作業台	－

様式 3 の記録の手引き

本様式は、様式 1 の「健全性の診断の区分」にあたって考慮される予防保全の必要性の観点や健全性の診断の区分の前提条件及び所見等を記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 特定事象

定期点検では、基本的に次回の定期点検までの間に遭遇する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを主たる根拠として健全性の診断の区分が行われることとなる。

門型標識等では、一般に 5 年程度の期間では環境作用や疲労現象などの経年的影響のみでは門型標識等の状態が大きく変化することは少なく、点検時点の状態を主たる根拠として健全性の診断の区分を行えばよいことが一般的である。

しかし、例えば、塩分の影響によって鋼材の腐食に至ったりそれが急速に進行する可能性が特に懸念されるような場合には、次回の定期点検までにこれらの影響による急速な状態の変化が生じる可能性も疑う必要があることとなる。

その一方で、これらの事象は、着実に劣化が進行することが多く、適切な時期に適切な措置を行うことで予防保全効果が期待できることも多いとされている。

これらを踏まえて、様式 3 では、これまでの知見から、それらの条件に該当しているかどうかを把握していることが効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる「特定事象」について、合理的な維持管理に資する目的で、それらへの該当の有無を記録できるようにしている。

なお、定期点検では近接目視が基本とされており、これらの特定事象に対して定期点検の一環としてどこまでの状態の把握や情報の取得を行うのかについては、道路管理者の判断による必要があるが、得られた情報を反映した最新の評価が記録されていることが重要である。

主な特定事象の例を以下に示す。

1) 塩害

コンクリート部材を対象とする。内在する塩分に加え、外部からの塩分の浸透によりコンクリート部材内部の塩化物イオンが一定量以上となり、内部鋼材の腐食が生じる状態。原因として飛来塩分による場合に限定せず、そのような状態が確認された場合が該当する。

2) 防食機能の低下

鋼部材を対象とする。防食機能として、塗装、めっき、金属溶射等がある。

防食機能である塗装、めっき、金属溶射等についてはそれらが劣化している状態、耐候性鋼材については、保護性錆が形成されていない状態であり、板厚減少等を伴う錆が発生している状態である「腐食」には至っていない状態。

3) その他

道路管理者において、予防保全の観点や中長期的な計画の策定など、維持管理

上特別な扱いを行う可能性のある事象があれば記録する。

2. 健全性の診断の区分の前提

状態の把握は、近接目視による外観性状の把握、打音、触診が基本である一方、近接目視により状態が把握できない部位・部材もある。状態の把握の精度が門型標識等の技術的な評価に影響を及ぼすことから、健全性の診断の区分にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の区分の前提条件として記録する。

また、点検支援技術や非破壊検査技術等を活用する場合は、その部位・部材について記録するとともに、今後の検証が可能となるように使用機器等の情報を記録する。

3. 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）

門型標識等の状態の把握を行うときに、応急措置として、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、付帯設備等の取付状態の改善等を行った場合はその実施の有無を記載する。また、応急措置の実施の有無も考慮した上で、次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての門型標識等の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかをあわせて記録する。この時、劣化の進展を防ぐための対策を実施するなど、所見の前提や仮定として考慮した事項がある場合はあわせて記録する。

なお、該当する付帯設備等が設置されている支柱等の構成要素の欄にあわせて記録する。

4. 所見

所見には、「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

一般には、以下の内容を含むとともに、これらの措置の必要性に関する技術的な評価から、次回定期点検までの措置に関する総合的な所見を記載することとなる。

なお、規制や監視の実施を前提として健全性の診断の区分を行ったなど、考慮した前提条件や仮定がある場合には、それらについても記録する。

総合所見として、様式1、2及び様式3の特定事象にかかる所見を踏まえたうえで、それらの各状態や評価の結果から、どのように「健全性の診断の区分」の決定に反映される措置の考え方が妥当なものとして導き出されるのかについて技術的見解などの根拠が記載されていることが特に重要である。

以下に、一般的に所見に含まれるべき事項を示す。

- ・ 技術的な評価の根拠となる点検で把握した状態（損傷の種類・位置・性状）
- ・ 損傷の原因、進行の可能性の推定。その根拠として点検で把握した状態や参考にした情報
- ・ 想定する状況に対する基板、基板・支柱接続部、支柱の機能や構造安全性の推定

- ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価
- ・門型標識等が跨ぐ道路の機能への支障や第三者被害の発生の可能性。なお、想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるかの技術的な評価にこれらの可能性の評価結果を反映している場合はそれがわかるように記録しておくのがよい。
- ・これら門型標識等の状態に関する技術的な観点での所見及び、門型標識等を取り巻く状況も勘案して、健全性の診断の区分の決定に考慮された措置の必要性に関する技術的観点からの見解
- ・措置の緊急性の有無
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく構造安全性や耐久性などの見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無
- ・その他、措置や次回定期点検に向けて必要に応じて記録しておくのがよい事項

様式 4 の記録の手引き

本様式は、様式 2－1 で記録した全ての損傷箇所を概要図に記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 概要図

概要図は、支柱部、基礎部、基盤・支柱接続部等の一般的な構造が把握できる一般図やポンチ絵に、様式 2－1 で記録した全ての損傷箇所を記録する。また、記録項目は、部材番号、損傷の種類、構成要素の状態、写真番号とする。

また、様式 2－1 の損傷箇所が多い場合は、主要な損傷に限定して記録する。

1) 部材番号

様式 2－1 の部材番号を記録する。

2) 損傷の種類

損傷の種類は、亀裂、防食機能の劣化、腐食等を記録する。

3) 構成要素の状態

様式 2－1 の構成要素の状態を記録する。

4) 写真番号

様式 2－1 の写真番号を記録する。

【参考資料】

門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月 国道交通省道路局

【改定履歴】

令和 2 年 3 月	山口県門型標識等定期点検要領（案）	策定
令和 7 年 6 月	山口県門型標識等定期点検要領	改定